



# 宮 崎 県 公 報

平成23年 2 月21日（月曜日） 号外 第15号

発行・印刷 宮 崎 県

宮崎市橋通東 2丁目10番 1号

発行定日 毎週月・木曜日

購読料（送料共） 1年 36,000円

## 目 次

### 告 示

○家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更（2件）…（畜産課） 1

頁

頁

○家畜伝染病の家畜等の移動の制限の解除 -----（畜産課） 1

## 告 示

### 宮崎県告示第 109号の7

家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更（平成23年宮崎県告示第76号の10）を次のとおり変更する。

平成23年 2 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 移動を制限する家畜の種類  
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体
- 2 移動を制限する物品  
病原体をひろげるおそれのある物品
- 3 移動を制限する区域  
平成23年宮崎県告示第76号の10の1の③に掲げる区域

### 宮崎県告示第 109号の8

家畜伝染病の家畜等の移動の制限（平成23年宮崎県告示第 109号の2）を次のとおり変更する。

平成23年 2 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 移動を制限する家畜の種類等
  - (1) 移動を制限する家畜の種類  
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体
  - (2) 移動を制限する物品  
病原体をひろげるおそれのある物品
  - (3) 移動を制限する区域  
延岡市熊野江町熊野江の一部（川内）、北川町川内名の一部（大内山、黒岩峠、菅田、猿懸山及び市ノ内山）、北浦町古江の一部（本村、下洗出、中港、荻原、古江浜、西ノ脇、車地、松ノ木、野地久保島、鳴川引地、森之上、蟬谷、川内、平山、熊ノ江谷、森山、小深追、鶴山、中野内口、笠木、中野内、中野内奥、西平山、瀧平山、今村、市の串、曾利、柳の元、岡島、岡崎、宮ノ前、宮ノ元、宮ノ脇、測ノ元、平迫出口、小路、徳田谷、末越、海舞寺、神子谷、峠の尻、三川内越、拂川、谷光、鬼地水流、熊形、此川、今別府竹の鼻、地下越、樽水、目代、八郎、鬼塚、洗出、門口、老町島、鍛冶屋敷、曾根、太田、宇和地、濱松原及び波瀬河原）、北浦町市振の一部（鍋田、丸山、本村、太田、古浦、日用、蟬、御前口、清水、白樫、三月河内、中山、窪畑、小高、正月河内、入道河内、萱場、菖蒲

、土嶽、老町島、下直海及び上直海）及び北浦町三川内の一部（佛ノ越、赤木水流、黒沢、中河原、土々呂、日尻田、長畑、空田、橋ヶ谷、イヤザメ、新地水流、蓬原、竹ノ水流、末越、荒内、中村、池田、ウツ木ヶ内、竹ノ脇、大野、太田、日知屋ヶ内、郷ヶ水流、中水流、丸山、黒麦尾、佐土河内、粟野作、波帰、儀長畑、庵ノ田、荒谷、勘掛、白樫窪、桑木水流、蕨原、梅木水流、瀬越、小鹿倉、柚ノ木、焼尾、高ジャレ、榎久保、小原水流、樋操、栗原水流、向水流、笛ノ水流、長谷川内、柚ヶ原、樋操脇、石保ヶ谷、トキノ平、大井水流、野々水流、金山窪、石川内、赤木、鍵浦、木浦内、古森、尻ナシ、須久ノ内、麻尻、徳ヶ迫、鉄ヶ谷、紺屋敷、樋掛、貝殻又、杉尾谷、小吹、横瀬口、山ノ口、上塚、木和田、本谷、小野ノ谷、走り水、向ノ原、蜜柑木、キンカヅキ、峯山、上塚内、向板ヶ平、八重山、市ノ内及び板ヶ平）

- 2 搬出を制限する家畜の種類等
  - (1) 搬出を制限する家畜の種類  
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体
  - (2) 搬出を制限する物品  
病原体をひろげるおそれのある物品
  - (3) 搬出を制限する区域  
平成23年宮崎県告示第 109号の2の3に掲げる区域から、1の③に掲げる区域を除いた区域

### 宮崎県告示第 109号の9

家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更（平成23年宮崎県告示第96号の2）で告示した家畜及び物品の移動の制限は解除する。

平成23年 2 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣